

請求書等の押印省略に関するQ & A

令和4年3月25日現在

NO	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和4年4月1日以降に提出される請求書、見積書、納品書（以下「請求書等という。」）が対象になります。
2	電子メールで請求書等を提出してもよいですか。	請求書等は、電子メールによる提出も可能です。ただし、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限りです。提出後は、必ず担当部署の担当者に受信確認の連絡をしてください。 送信先の担当部署のメールアドレスについては、担当者にご確認ください。
3	従来どおり、請求書等に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。その場合は発行責任者等の記載は不要です。
II 押印省略の方法		
4	押印省略する場合の方法を教えてください。	請求書等に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。 確認のため、記載された方に連絡させていただくことがあります。
5	発行責任者とは誰ですか。	発行責任者は発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
6	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）」のみ記載してください。
7	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営されている場合等）、発行責任者はどのように記載するのですか。	①代表者の職名・氏名等は省略できません。 ②「発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載してください。担当者の氏名等については「同上」と記載してください。
8	発行責任者や担当者の職名・氏名について、苗字のみの記載でもよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。ご注意ください。
9	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等は省略できません。

10	発行責任者や担当者は手書きでもよいですか。	手書きでも構いませんが、鉛筆や消せるボールペンの使用は不可です。
11	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも結構です。
12	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に、直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難であるなど障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。
13	押印を省略して電子メールで提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は、必ず請求書又は見積書に記載しなければなりませんか。	「発行責任者及び担当者」の氏名等については、提出時の電子メール本文に記載していただいても結構です。
14	押印した請求書又は見積書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載しなくてよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要になります。 なお、「発行責任者及び担当者」の氏名等については、電子メール本文に記載していただいても結構です。
Ⅲ 電子メールによる提出		
15	請求書又は見積書等を電子メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
16	押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおりの郵送や持参による提出もできます。
17	電子メールに請求書又は見積書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、必ずPDFファイルで添付してください。 メール本文に請求内容等を記載しての提出は不可です。
Ⅳ その他		
18	入札関係書類（入札書・委任状）の押印は省略できますか。	入札書・入札に係る委任状は、押印省略の対象ではありません。
19	契約書や請書の押印は省略できますか。	契約書への押印は法律で定められているため、省略できません。また、本市では請書は

		契約書と同等のものとみなしているため、請書についても押印の省略はできません。
20	請書に添付された収入印紙への押印（消印）は省略できますか。	消印は省略できません。
21	助成金や補助金等の請求書は押印省略できますか。	補助金等については、個別の要綱等の規定によりますので、担当部署にご確認ください。
22	記載した発行責任者や担当者あてに連絡が来ることがありますか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当部署や会計課から連絡させていただく場合があります。
23	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正が可能ですか。	お手数ですが、再度作成をお願いします。押印省略した請求書等については、修正不可です。